

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育のご案内

刈払機は林業や建設業等の他、近年では建物周りの草刈りなど様々な業種で幅広く使用されています。しかし、安全面を軽視した作業はとても危険で、転倒、刈刃の跳ね返り、刃に飛ばされた物による負傷、また、労働環境により熱中症や振動障害等の可能性もあります。そのため、事業者は厚生労働省通達に基づき、刈払機を使用する業務に就く労働者に安全衛生教育を実施するよう求められています。

7月開催日は定員に達したため新たに日程を設けました。この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

1. 日時及び会場

日	時	会 場
8月 8日(金)	9:00～16:30	青森総合流通団地共同会館 (青森市野木野尻37-498)

(遅刻、欠席等受講時間が不足すると修了できません。)

2. 受講対象者 刈払機を使用する作業従事者

3. 費 用 (税込)

一 般	11,550円 (受講料 8,800円、テキスト代 2,750円)
協会員	9,900円 (受講料 7,150円、テキスト代 2,750円)

4. 申込方法：電話等で予約の上、2週間以内に申込手続きをお願いします。

①申込書(本書裏面)を FAX、郵送、メール添付 のいずれかの方法でご提出願います。

②費用を 銀行振込、現金書留、窓口支払 のいずれかの方法でお支払いください。

・銀行振込希望の方は、ご予約時に当協会HP上で振込先をご案内いたします。

※受講当日の会場でのお支払いはできません。

5. 締 切：令和7年7月25日(金)

6. そ の 他 ・申込書と費用のお支払いを確認した後、領収書付きの受講票を発行いたします。

・2週間を過ぎた受講予約は取り消しさせていただきますので、ご了承ください。

・キャンセルは土・日・祝日を除く講習3日前まで、お電話にて受け付けます。

・修了者には修了証を交付します。

申込み、問合せ先 **一般社団法人 青森地区労働基準協会**

〒 030-0811 青森市青柳2-2-6

MAIL kousyuu@aorouki.com

HP https://aorouki.com

TEL 017 (723) 1755

FAX 017 (723) 5741



厚生労働省通達の概略	
刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について（平成 12 年 2 月 16 日付け基発第 66 号）	
安全衛生教育については、平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号「安全衛生教育の推進について」により、その推進を図っているところである。 今般、同通達に基づき、「就業制限業務又は特別教育に準じた教育」のうち、新たに表記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う事業者又は安全衛生団体等に対して、本実施要領に基づいて表記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう推奨されたい。	
（別添）刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領	
◎目 的：	刈払機を使用する作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する振動障害を防止するため、当該作業に従事する者に対し、必要な知識等を付与する。
◎対 象 者：	刈払機を使用する作業に従事する者
◎実 施 者：	刈払機を使用する作業を行う事業者又は当該教育を行う安全衛生団体等
◎実施方法：	（略）

※コピーしてご使用ください

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育（8／8）申込書				
ふりがな		男 ・ 女	生年月日	S・H 年 月 日生
氏 名	☐ 旧姓氏名等の併記を希望する [旧姓氏名：]			
住 所	(〒)			
事業所名 及び 所在地	[Tel ()] (〒)			
メールアドレス	@ ※メールでの受講票送付に切り替えを進めております。アドレスの記載にご協力ください。			
領収書宛名	☐ 事業所名 ☐ 受講者氏名 ☐ その他 ()			
令和 年 月 日 受講者氏名（自署）				
一般社団法人 青森地区労働基準協会 会長 殿				

【 個人情報について 】	ご記入頂いた個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。
【 その他 】	旧姓氏名等の併記を希望する場合は、氏名が確認できる書類を添付してください。 (戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等)

※ 協会記入欄（記入しないで下さい。）

受講番号	受付日	会員区分	申込方法	受付者	受領金額
	/	会・非・他会員()	直・振・書		円

お問い合わせ先 一般社団法人青森地区労働基準協会 Tel017-723-1755 Fax017-723-5741